

告 示

埼玉県告示第千三百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十七年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
鶴ヶ島ケアセンター そよ風	鶴ヶ島市松ケ丘三ー一 六ー一ー	株式会社 ユニマツト リタイ アメント・コミ ユニテイ	短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護	平成二十七年 七月一日
岩堀クリニック	狭山市南入 曾五五四ー 一 入曾ダ イヤモンドビ ル二F	岩堀 泰基	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十七年 十月一日
あるとけあ居 宅介護支援事 業所	東松山市箭 弓町一ー六 一ー五 東 松山FT駅 前ビル二階	合同会社 アイ モスト	居宅介護支援 介護予防支援	平成二十七年 十月一日
鈴木薬局 平 方店	上尾市平方 四二七七ー 一〇	株式会社 鈴木 薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十七年 十一月一日